

銘伊賀守金道 槍 (M2886) について

(本文pp. 10-21)



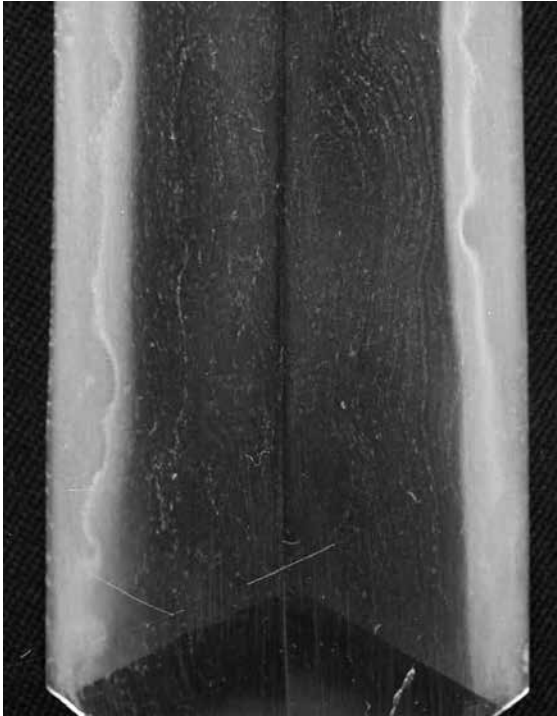
裏



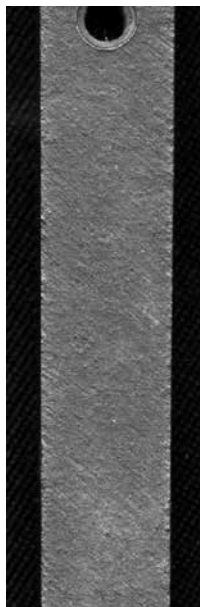
表



茎 表



じがね
地鉄と波紋 表



鐺目 表



銘

銘伊賀守金道 槍 (M2886) について

古田 浩俊

はじめに

茎なかごに「伊賀守金道」の銘が彫られた槍身やりみ (M2886、口絵) は、木村定三コレクションの中にあっては異色の作品のひとつに数えられる。3000件を超える木村定三コレクションには刀剣に分類できる作品はほとんどなく、広義には刀剣に含まれる弥生時代から古墳時代にかけての広形銅鉾 (M291) や環頭太刀 (M289、293) も分類としては工芸ではなく考古遺物である¹。それゆえに、金属工芸品としての刀剣は、M2886の槍身が唯一のものである。本論では、この槍に関するデータや付属資料を紹介しつつ、この槍について検討を加え、木村定三コレクションの中でこの槍が異色の作品となっている理由を明らかにする。

寄贈受入れ時の状況

木村定三氏が他界したのは、2003 (平成15) 年2月21日である。ほどなくして3月5日から遺品 (コレクション) の美術館への搬入作業が本格的に始まり、約半年かけての作業は8月25日をもってひと区切りがつく²。最後のM番号 (美保子夫人寄贈作品の通し番号) は2889なので、この間に3000点近い作品を搬入したことになる。当該の槍 (M2886) が搬入されたのは8月25日、つまり大量の搬入が継続的に行われた最終日にあたる。作品受け取りの際には、事前にご遺族の方々がある程度のまとまりをもった一群を毎回準備してくれていたが、8月25日の分は、そうした塊から取り残されていたものという感がある。この日に搬入された作品は63件を数え、熊谷守一の日本画などが8件含まれているとはいえ、巧芸画が5件あったり、将棋盤や棋士の色紙を含んでいたりと、かなり雑多な内容となっている。そんな中に槍も含まれていた。

木村家は二階に客間があり (図1)、作品の受け渡しは主にここで行われた。その客間の北側襖の上の長押の所に槍が飾られていた。外見からだけではわから



図1 木村家客間 右側の長押に槍が掛けられていた

1 『木村定三コレクション名作選』No.94 (M291)。金宇大「木村定三コレクション環頭太刀・耳環目録」『愛知県美術館研究紀要 第25号 木村定三コレクション編』2019年、No.4-5 (M289、293)。

2 受入れの状況については以下に詳しい。『木村定三コレクション研究報告書1』愛知県美術館、2007年。

なかったが、飾ってあったのは柄（棒の部分）と鞘^{さや}だけで、槍身はそこには入っておらず、別に保管されていた。倉などにしまうことなく、普段の生活空間の中に飾られていたものだからこそ、受け渡しも最後になったものと推察される。

引き渡しの際には、長押に掛かっていた槍（柄と鞘）とともに槍身も一緒に預かった（図2）。槍身は白鞘に納められ、白く細長い段ボール箱に収納されていた。蓋の上面には木村氏自らが記したと一目でわかる独特の書体で「初代伊賀守金道／銘文アリ／槍／長一尺五厘／登録番号／愛知県 四二三二号」と筆書きしている（図3）。この箱には刀袋も二種入っていたが、受け入れ当初から白鞘（刀身）は刀袋に入れられていなかった（図4）。他に段ボール箱に入っていたのは、刀剣手入用具セットが入った箱と後述する各種紙資料である。



図2 白鞘入り槍身



図4 刀袋二種

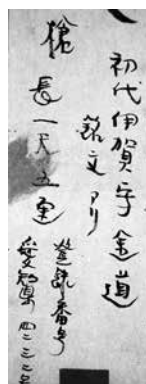


図3 段ボール箱の蓋書き

M2886の構成と各部の詳細

M2886は槍身、柄、鞘の三つの部分からなっている。まずは、構成各部の詳細を記しておく³。単位はセンチメートル。

1 槍身

法量

全長：62.2

槍長：30.3 [1尺]

刃長：27.6

なかご
茎長：31.9

みはば
身幅：最大3.25、最小3.14、区3.21

3 「木村定三コレクション漆工芸目録」（『愛知県美術館研究紀要 第21号 木村定三コレクション編』愛知県美術館、2015年）No.43に掲載されている法量等についてはこれを踏襲し、未計測の部分等は補足した。目録では槍身は「槍銘伊賀守金道」M2886-1（槍刃）、柄と鞘は「螺鈿槍拵」M2886-2（槍身）としている。

かさね
重：最大0.84

けら首（塩首）長：2.6 最小径1.4 最大径1.9

けら首端から最初の目釘孔^{めくぎあな}までの長さ：4.5

目釘孔間の長さ：8.5

形状

直槍、^{しのぎづくり}両鎚造

きたえ
鍛

柁目ながれ⁴

刃文

^ぐ五の目流れ

帽子

はきかけ
掃掛

茎

^う生ぶ

形状：四角

目釘孔：2個

（表）銘：伊賀守金道

（裏）銘：なし

やすりめ ^{すじちがい}
鑢目：筋違

なかこじり
茎尻：剣形

2 柄

法量

全長：294.5

木製（櫟）漆塗、先端径2.0～末端径3.3

こしらえ
拵

口金：銅製、先端部径2.0、末端部径2.25、先端部は円形の蓋をして四角く切り出し、
末端部は三葉形に猪目模様の穴3個、最長部8.8

どうがね
銅金1：銅製、径2.2、柄先端より19.4から幅1.5

銅金2：銅製、径2.4、柄先端より31.5から幅1.5

銅金3：銅製、径2.6、柄先端より46.2から幅1.5

かぶらまき
蕪巻：木製、朱漆、縄目模様、最大径3.0、長さ4.0、柄先端より中心49.7

みずがえし
水返：鉄製、長さ2.3、径3.2

いしづき
石突：铸铁製、長さ6.5、最大径3.3、楕円穴径1.25×1.0、釘留め3か所

4 鍛と波紋については、後述の鑑定書から転用。

たちうち
太刀打に螺鈿装飾、柄先端から4.3～46.2（47.7）にかけて41.9（43.4）の長さ

3 鞘

法量

全長53.9

鞘部：38.3

茎尻から目釘穴まで：18.7

形状：鞘に木製茎を差し込み

鞘部：木製、表面に綿布を黒漆で貼り付け

付属資料

槍身が段ボールごと引き渡された際、その中には白鞘入りの槍身、刀袋や刀剣手入用具箱の他に様々なドキュメントが入っており、この槍について調査するうえで貴重な資料となっている⁵。

資料1 刀剣届出書⁶（図5） ※手書き部分は行書体で記した（以下同じ）。

刀剣届出書（一口ノ内 號

現住所 名古屋市千種区●●●●

職業 ●●業 氏名 ●●●● 明治三九年●月●

日生

一、刀剣類の所在地 現住所

一、種別（刀、脇差 短刀、薙刀、槍の別）槍

一、長さ（刀長 即ち「なかご」を入れない長さ
二十二厘

一、作者の名 不明伊賀守金道

一、銘 無銘

一、国宝又は重要美術品の有無

一、記念品とする理由（記念品でない場合は記載せず）

母方の祖父大垣藩士情水民右工門遺品

一、拵の有無（白鞘作、大刀拵 脇差拵、合口拵の別を記入）

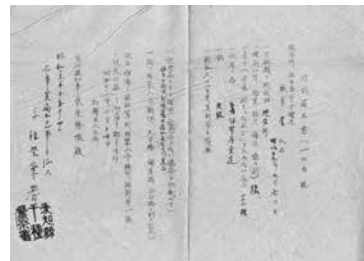


図5 刀剣届出書

現品相添え銃砲等所持禁止令施工細則第一條

5 古い資料ではあるが、個人情報については伏字（●）で表した。ドキュメントはすべて縦書きであるが、本稿では横書きで記す。

6 警察署に提出した書類が提出先ではなく提出者に残っているのは奇妙に思えるが、提出後に返還してくれたのであろう。

の規定に基いて御届けいたします

昭二十一年十月十四日

右願出人氏名 ●●●●印〔A氏姓の朱文橢円印〕

愛知縣知事桑原幹根殿

昭和二十一年十月十四日

右事實届出タル事ヲ証ス

千種警察署〔「愛知縣千種警察署」朱文方印〕

「銃砲等所持禁止令施行細則第一條」の規定に従って届け出た書類である。所蔵者（ここでは仮にA氏とする）がどのようにして許可の必要性を知ったのかは定かではない。定型の書式が作られていることからすれば、A氏のような刀剣の所蔵者が同じ区内に他にも何人かいたことが想像される。この届出書とM2886の槍身を比べると、一致しない点が二点ある。一つは長さで、届出書では22センチ（二十二糎）となっているが、槍身は30.3センチある。どこを測っても22センチという数字は出てこない⁷。この相違については二つの解釈が考えられる。一つはA氏による単純な記入間違いの可能性、もう一つはこの届出書がM2886を対象としたものではない可能性である。もしも後者であったとするならば、A氏はM2886以外に別の槍も所持していて、この届出書がその別の槍についてのものということになる。もう一点は銘を「伊賀守金道」ではなく「無銘」としていることである。そのかわりに作者名を一度は「不明」と書きながら、線を引いて「伊賀守金道」に変えている⁸。こちらの相違についても二つの解釈ができる。ひとつは先に述べた長さと同じく、A氏による書き間違いである。作者名を「不明」、銘を「無銘」と記入してから、「伊賀守金道」の名前を思い出し、本来は「無銘」に線を入れて「伊賀守金道」と正すべきところ、作者の方に線を入れて正したという解釈。もう一つは、A氏がM2886とは別の、伊賀守金道の無銘の槍を所蔵していたという解釈である。結論としては、長さも無銘もA氏の書き間違いと思われる。もしもA氏が槍を二口所持していたとするならば、「刀剣届出書（口ノ内 號）」のところを「刀剣届出書（二口ノ内一〔または二〕號）」と記しているはずで、本届出書では「一」口とはっきり記しているからである。

さて、記念品とする理由に「母方の祖父大垣藩士情水民右エ門遺品」と記されている（「情」は「清」が正しく、「エ」は「衛」の略記と思われる）。A氏は明治39（1906）年生まれだから、一世代30年とすれば、祖父民右衛門は安政元（1854）年頃の生まれと推察され、幕末から明治にかけて生きた人のようだ。大垣藩は寛永12（1635）年に戸田氏鉄が初代藩主^{うじかね}なり、明治に至るまで戸田氏が11代藩主を続けた。戸田藩主は武芸を奨励したというか

7 一般的な槍が6、7寸の長さだとすれば（小笠原信夫『日本刀の鑑賞基礎知識』至文堂、2000年、60頁）、22センチの槍は一般的なものである。

8 書体やインクの焼け状態などから判断すると、後年に「不明」に線を入れて「伊賀守金道」と書き入れたのではなく、修正はすぐになされたものと判断される。

ら⁹、その藩士が槍を所蔵していても不思議ではない。『大垣藩士名簿』¹⁰には、清水姓の人物が100人余り掲載されている。最も古い記録としては、弥兵衛に寛永14年とあるので、清水姓の藩士は戸田氏が藩主となるのとはほぼ同時に藩士となっていることになる。しかし清水民右衛門という名前は一人も出てこない。藩士名簿の中で民右衛門の名が付くのは、温井民右衛門、馬渕民右衛門、苗字不明の民右衛門の3人だけである。母方とはいえ、姓を間違えることは考え難いので、もしも届出書の記載に誤りがないとすれば、3人目の姓不詳の民右衛門の可能性はある。それでは清水〇右衛門の可能性はどうか。恒右衛門をはじめ、五、崎、周、次、治、助、静、団、儔、藤と9人が該当する。これらのうちで文字の形あるいは音が「民」に近いのは「五」右衛門と「団」右衛門である。五右衛門は民右衛門とほぼ同じ世代と推定されるが、団右衛門は民右衛門より一世代古い。清水を情水と立心偏を使っていることを鑑みると、唯一立心偏が使われている「恒」右衛門の可能性も捨て難い。清水民右衛門については、ここではいくつかの可能性を指摘するにとどめておくこととする¹²。

資料2 通知（図6）

昭和二十一年十一月□□日
千種警察署
千種区●●●●
●●●●殿
御通知

前略

先日お届け願ひました刀剣類が近日中に鑑定され所持許可、不許可の決定が有りますので明日とか明後日に提出と云う事になりますと御通知洩等が出来ますので夫れの無い様に取り纏めて置き度く、就いては御所持の刀剣槍薙刀に住所氏名を毛筆で書いた紙を貼付し又は鞘に直接記名し紛失しない様にして十一月十三日迄に當署刀剣係迄お届け下さる様お願い致します。

匆々



図6 通知

わら半紙にガリ版刷りされた用紙に記入した資料1と資料2の二つのドキュメントは、年代的に第二次世界大戦後、日本軍の解体と武装解除を徹底するため、1946（昭和21）年

9 『新修 大垣市史 通史編一』大垣市編、833頁。

10 横幕孜『大垣藩士名簿』全2巻、2011年、大垣市立図書館蔵。

11 「五右衛門 寛永19年（1642）水野歩行組（香村侍帳）」、「団右衛門 天保9年（1838）～嘉永2年（1849）頃（江馬家在府控）」前掲書、6-7頁。

12 ついでながら清水姓の中には、幕末から明治にかけて生きた武八郎という宝蔵院流の槍の遣い手がおり、時代的には民右衛門と同時代の人物になる。前掲書、7頁。

にGHQの指令によりポツダム勅令として銃砲等所持禁止令（勅令第三百號）が制定されたことと関係がある。この勅令の第一條で「刀剣類は、これを所持することができない」として刀剣類の所持が全面的に禁止されたが、「刀剣類で美術品としての価値のあるもの」については「地方長官の許可を受けた場合は、この限りではない」という例外も認められていた（図7）。資料1はまさにこの例外を適用してもらうために提出した書類である。A氏は所持の許可を得るために所轄の署に「刀剣届出書」（資料1）を提出し、その後、近日中に所持を許可するかどうかの決定がされるから現物を持参するよう署から通知された（資料2）という状況が確認できる。届出書には住所、氏名、生年月日が記載されており、千種区在住の明治39年生まれのA氏がこの槍の所蔵者で、それはA氏の母方の祖父で大垣藩士情水民右エ門の遺品であることが記載されている。勅令には「美術品としての価値のあるもの」としか明記されていないが、資料1の様式から察するに、運用としては「記念品（遺品）」であることが認められれば、所持が許されたということなのであろう。

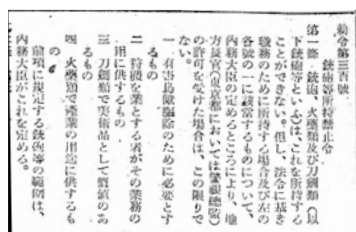


図7 銃砲等所持禁止令 昭和25年6月3日官報より

資料3 鑑定書¹³（図8）

鑑定書

伊賀守金道

正真 長さ 壹尺 有之 〔折紙上辺に割印「刀」剣保存會鑑定」之印」朱文方印〕

昭和六十二年十一月一日

日本刀剣保存会 「日本刀剣保存會之印」朱文方印 〔折紙に透かし「日本刀剣保存會」〕

第九三六六号

銘文 伊賀守金道

鍛 証目流れ



図8 鑑定書（表・裏）



図9 鑑定書封筒

13 「鑑定書」と印刷された封筒の表には、「1125 槍、伊賀守金道（初代）」と鉛筆書きされているが、木村定三氏の手ではない（図9）。

刃紋 五の目流れ

鉞子 直ぐ 先掃ける

彫刻

中心 目釘穴 貳 個 鑢 きり (下部は筋違い)

備考 両鎗槍 山城国 初代慶長頃

審査員捺印 大藪良辰 (朱文円印) 矢代照通 (朱文方印) 渡辺□継 (朱文方印) 白
井紀□英 (朱文円印) 吉川蛟園 (朱文円印)

(^{なかこ}中心の押形) ^{おしがた}「刀剣保存會鑑定之印」朱文方印

鑑定書は、刀剣の研磨及び鑑定を司った本阿弥家が折紙を発行したことに起源をもつ。現在はその刀剣が正真であることを証明するものとして各鑑定機関から発行されている。昭和23 (1948) 年発足の公益財団法人日本美術刀剣保存会 (日刀保) が最も代表的な機関である¹⁴。日本刀剣保存会 (保存会) は明治43 (1910) 年に当時刀剣研究の第一人者であった高瀬羽皐氏が「刀剣と歴史」を発行したのが始まりで、大正元 (1912) 年に日本刀の保存及び研究を目的として設立された機関である¹⁵。本鑑定書は後者 (保存会) から発行されたものである。鑑定書に添付された^{なかこ}中心の押形から、M2886の槍の鑑定書であることは間違いない。作者を初代伊賀守金道とし、時代を慶長 (1596～1615年) 頃と鑑定している。昭和62年の鑑定であり、これは後述するA氏から東京の美術商への所有者変更と同じ年に当たるので、木村氏が購入する以前の鑑定ということとなり、鑑定を依頼したのは少なくとも木村氏ではないことだけは明白である。

資料4 銃砲刀剣類登録証 (図10)

登録記号番号 愛知 第 四二三二 号

種別 やり 長さ 老尺 〇寸 〇分 五厘

反り なし 寸 分 厘 目くぎ穴 貳 個

銘文 表 伊賀守金道

裏

文化財保護委員会

昭和 年 月 日発行

昭和廿六年五月八日 (ゴムスタンプ)

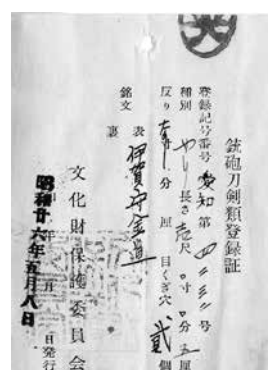


図10 銃砲刀剣類登録証

¹⁴ <https://www.touken.or.jp/> (最終検索日: 2021年1月8日)

¹⁵ 3人の顧問の一人に、資料5の著者福永酔剣の名前が出ている。<http://nihontouken.org/> (最終検索日: 2021年1月8日)

〔「文化財保護委員会」朱文方印〕

登録証制度は昭和26年に始まっているが、当初は現在のように都道府県の教育委員会（文化財の保護に関する事務を知事が管理執行する場合は知事）ではなく、現在の文化庁の前身の機関の一つで昭和20～43年に存在した文化財保護委員会が発行していた。愛知県に過去の所有者変更の履歴を確認したところ、昭和26年に最初に登録したのはA氏であった¹⁶。その後昭和62年にA氏から東京の美術商に変更されているという。A氏は明治39年生まれだから昭和62年には80歳になることを鑑みると、A氏が生前に身の回りを整理する一環として手放したか、A氏が亡くなったために遺族が整理したかのいずれかであろう。所有者が木村氏に変更されたのは昭和63年だという¹⁷。

資料5 福永酔剣『京都の刀剣』1976年、刀苑社（伊賀守金道系の部分、95-145頁）コピー（図11）

伊賀守金道の系譜に関して詳細に記載されている部分のコピー。木村氏の刀剣に対する関心の無さを考慮すれば、このコピーを取ったのは木村氏とは考えにくい。名古屋にあった百貨店の丸栄の紙袋に入れられていた状況から判断すると、美術商がこうしたかたちで資料を顧客に渡すことはないであろうから、おそらくコピーしたのはA氏あるいはその親族で、槍と一緒に東京の美術商に渡ったものと思われる。

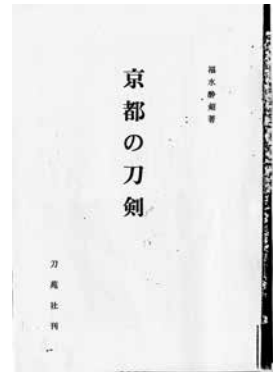


図11 『京都の刀剣』コピー

来歴・展覧会歴・文献

来歴に関しては、資料1の刀剣届出書によると、A氏が所蔵していた槍身は、母方の祖父で大垣藩士の清水民右衛門から引き継がれたものである。先述の通り、A氏の祖父は安政元（1854）年頃の生まれと推察される。もし槍身が初代伊賀守金道の作とするならば、槍が作られてから民右衛門の手に渡るまでに200年程の年月が流れていることになるが、この間の来歴については不明である。

既に述べた通り、M2886はA氏が昭和21年に刀剣届出書を提出しており、これが記録としては最初のものである。その後、昭和26年に刀剣登録をしている。昭和62年に東京の美術商に渡し、翌63年に木村定三氏の所蔵品になった。

16 刀剣登録証の履歴調査に当たっては、愛知県県民文化局文化部文化芸術課文化財室に協力いただいた。個人情報保護のために、詳細な情報までは入手できなかった。

17 「木村定三氏手帳等の資料」には、昭和59年7月から平成4年12月の間の収集記録がなく（足立好弘、長屋業津子「特別寄託『木村定三氏手帳等の資料』について」『愛知県美術館研究紀要 第24号 木村定三コレクション編』愛知県美術館、2018年、18-19頁）、この槍の入手先や入手日について確認できない。ちなみに愛知県美術館は、旧所有者「木村定三」氏から登録記号番号愛知第「4232」号の「伊賀守金道」の銘文がある「槍」を、平成15年9月25日に取得したという内容の「所有者変更届出書」を愛知県教育委員会に平成15年11月6日付で提出している。

展覧会歴に関しては、木村定三コレクションの受入れ後、2003（平成15）年度第Ⅲ期所蔵作品展後期（3月6日－28日）で、前室1、展示室3、展示室4の三つの展示室を使って木村美保子氏寄贈による新収蔵作品展を開催した際に、展示室4で銅矛や経巻などとともに槍身を展示している¹⁸。

文献に関しては、「木村定三コレクション漆工芸品目録」に槍身と槍刃の双方のデータと解説をモノクロ写真とともに掲載されているので、ここに再録しておく¹⁹。

43 らでんやりこしらえ 螺鈿槍拵

江戸（18～19世紀）

総長294.5 柄径3.3

M2886-2（槍身）

槍柄首周りにアワビ貝の切貝をタイル状に詰める。鞘は黒漆絞塗り。（小池）

やり めい いがのかみきんみち 槍 銘 伊賀守金道

（愛知県銃砲刀剣類登録番号 第4232号）

江戸（18～19世紀）

身幅3.2 総長62.2 刃長27.6 茎長31.9

M2886-1（槍刃）

鉄鍛造。両刃で、なかご茎のやや短い槍。目釘孔2個、身幅は広めできつさき まち鋒と区寄りがわずかに広い。造り込みは薄手で、地には木目の柾目のごとき鍛え肌が明瞭に見える。地刃に微粒子状の沸が厚くつく。にえ波紋は細かに波打つ互の目乱れ。まち区で焼き落とし風にみせる。茎はやや幅広の角型で、目釘孔の間に「伊賀守金道」と銘を刻む。菊紋は表さない。

伊賀守金道は江戸時代の全時代を通じて襲名した京都の刀工で、にしのとういん西洞院竹屋町に居住したことが『京羽二重』などの地誌に見える。（久保）

いがのかみきんみち 伊賀守金道

M2886の槍身の茎には「伊賀守金道」の銘が彫られており、この槍身について考察するうえで最大の情報源となっている。「伊賀守」の部分を受領銘と呼び、これは朝廷が刀工に与えた国司の職名で、刀工の出身地とは関係はない。だから、金道は伊賀の出という意味ではない。また、受領銘を拝領しているから名工というわけではなく、江戸時代には水すい心子正秀や源清磨など受領していない名工も輩出している。刀工では室町末期に美濃・関かねさだの二代兼定が和泉守を受領したのを嚆矢とする。

18 「初代 伊賀守金道 槍 桃山－江戸時代(16-17世紀)」『愛知県美術館年報 2003年度版』愛知県美術館、2005年3月、20頁。

19 「2014年度 愛知県美術館 研究紀要 第21号 木村定三コレクション編」愛知県美術館、2015年3月、63頁。

初代金道は桃山時代の慶長（1596-1615）から元和・寛永（1615-44）のはじめ、16世紀末から17世紀はじめにかけて京都で活動した刀工である²⁰。美濃の関出身の父兼道に連れられた4兄弟の一人として文禄2（1593）年に京に出て、翌年伊賀守を受領。兄弟の越後守金道、丹波守吉道、越中守正俊らと三品派を形成し、その家長として重きをなした。初代金道で有名な逸話は、徳川家康に「一百日のうちに、千振りの陣太刀を作って差し出せ」と命ぜられたため、諸方から腕利きの刀鍛冶を呼び集め、昼夜兼行で作業をさせて、期日までに納入したというものである²¹。これにより慶長19（1614）年に「鍛冶宗匠」の地位が与えられた。さらに、家康は朝廷に執奏して永代「日本鍛冶宗匠」の称号を下し置かれるよう、勅許をもらってくれた。寛永6（1629）年に没。伊賀守金道の名は、幕末まで11代続いた。

銘と刀工

付属資料の中で銘に関して具体的に「初代」としているのは、鑑定書だけである。一方で「木村定三コレクション漆工芸品目録」で久保氏は制昨年を江戸（18～19世紀）としており、初代は16世紀末から17世紀はじめにかけて活動したので、初代ではないという判断である。「菊紋は表さない」という以外に銘に関する記述はないが²²、二代は1680年に没しているので除外され、「18～19世紀」となると、該当するのは1726年に没した三代以降となる。

さて、銘やそれが彫られた茎を子細に観察してみよう。全体として明らかに不自然と思われるようなところはない。有銘の刀剣に偽銘を彫る場合には元の銘の部分を削り取るために茎がその部分だけ凹んでしまうが、当槍の茎には凹みはない。それでは、無銘の茎に新たに銘を切った可能性はどうか。真正とされる初代金道のいくつかの銘と比較してみると、鑿を入れる角度、文字や文字同士のバランスなど私見では初代のものでないとは言いきり難い。また偽名のものは鑿枕といういわゆる「まくれ」が残されたままのものが多いとされるが²³、均されていて不自然さはない。とはいえ、鑑定書以外には槍身が初代のものと断定するだけの根拠が明確にあるわけではなく、作者（刀工）については更なる研究を待ちたい。

木村定三氏と刀剣

先述した通り、3000件を超える木村定三コレクションの中で、考古遺物の刀剣類を除けば、金属工芸品としての刀剣に分類できるのは唯一この槍だけである。三種の神器である

20 鎌田魚妙は『新刀辨疑』（1778年、安永7年）の中で、慶長以降の新刀の位列を上々之作、上作、上之中作、上之下作、中之上作、中之中作、中之下作の7つに分けたうえで、初代金道を上作に位列し、「初代ハ古作の如くにて上手也」と記している。また、本阿彌光遜は『日本刀大観 上巻』（日本刀研究會、1942年）で、「初代金道は近古刀期のなかでは名工に數へられるだけの技倆を有してゐた」（853頁）としている。

21 福永酔剣『京都の刀剣』刀苑社、1976年、104頁。

22 銘に菊紋や「日本鍛冶惣（宗）匠」の肩書を切るのは二代からである。前掲書、103頁。

23 小笠原信夫、前掲書、145頁。

鏡と剣と玉は、一般的にコレクターが収集したがる対象であるが、木村定三コレクションには刀剣の類だけがほぼ無きに等しい。そこで、木村氏ほどの大コレクターが刀剣を収集しなかったのは何故だろうかという疑問が浮かぶのは当然であろう。筆者はこの槍の受け渡しの際、美保子夫人から貴重な証言を聞いているのでここに紹介しておく。ひとつは、木村定三氏は槍身（金属工芸品としての槍）が欲しかったからこの槍を手に入れたのではないということである。夫人によれば、木製の柄の太刀打ち部分に施された螺鈿装飾が気に入ったからこれを入手したとのことであった²⁴。であるから段ボール箱に入った槍身部分は木村氏にとっては槍の付属品として付いてきたものに過ぎず、槍身の価値についてはほとんど関心がなかったと考えられる²⁵。こうした経緯を鑑みると、刀箱をしつらえることもなく、槍身が比較的ぞんざいに段ボールの箱に入れられたままになっていたことも十分うなずける。もう一点は、木村定三氏は刀剣を収集しなかったという証言である。夫人によれば、木村氏は刀を人殺しの道具と考え、収集しなかったとのことであった。コレクターとしての木村氏の視野には、そもそも刀剣は入っていなかったのも、コレクションにも含まれていなかったわけである。コレクションに刀剣が含まれていなかったことは、受け入れ側からすれば残念なことであり、仮に木村氏が刀剣を収集していたらどれ程のコレクションを形成していたのだろうか、勝手な想像を膨らませてしまう。しかし、刀剣が無いことを否定的に捉えるのではなく、むしろ無いという点にこそコレクターとしての木村氏の強い信念の証を見るべきであるということをここで強調しておきたい。

おわりに

木村定三コレクションには、受け入れ当初には真の価値が見いだせなかったが、その後の調査・研究によって価値が再発見された作品がいくつもある。M2886は、木村氏が柄の螺鈿が気に入って購入した作品であり、「付属品」の槍身は木村氏が意識的に収集しなかった「人殺しの道具」である。だからこそ、3000点を超える木村定三コレクションの中で、非常に異質な作品である。筆者がこの槍について執筆すること自体、コレクターとしての木村定三氏に対して無礼なことであることは重々承知している。しかし美術館の所蔵品となった以上は、木村氏の思いとは関係なく、作品を調査・研究することは美術館職員の使命であるし、美保子夫人が語られ未だ文字化されていない情報を記録しておくことが木村定三コレクションの受入れに関わった筆者の使命であると考え、拙文をしたためた次第である。初代伊賀守金道は刀剣史上でも名の知れた刀匠の一人であり、現存する正真とされる刀剣も限られており、槍に限定すればさらに数は少なくなってくる。この点において、もしもM2886の槍身が初代のものならば、貴重な一振りなのである。

24 木村定三コレクションには、螺鈿装飾の施された工芸品はこれ以外にいくつもあるので、木村氏がこの槍を入手した理由は納得できる。木村定三コレクションの螺鈿の工芸品については以下を参照のこと。「木村定三コレクション漆工芸目録」『愛知県美術館 研究紀要 第21号 木村定三コレクション編』愛知県美術館、2015年。

25 槍身の入っていた箱の蓋に墨で自書しているという点を鑑みると、槍身についてまったく関心がなかったとは言い難く、たとえ付属品のような位置づけであったにしても、少なくとも大事に保管しておこうという意識はあったと推察される。